

## 従業員の町県民税には、特別徴収の実施を！

町県民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町県民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度で、地方税法で義務付けられています。

「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」ということはありませんか？

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から、原則として全ての事業所を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

### ◆町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



#### ○給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

※平成29年度（平成28年分）の給与支払報告書については、社会保険・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となります。

#### ○特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

## 町税の納付忘れはございませんか。

湯浅町、和歌山県および和歌山地方税回収機構では、11・12月を合同の『滞納整理強化月間』として、滞納額縮減のため差押えを行うなど、協調して滞納整理を進めます。

納期限までに税金を納付しないと、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければ

なりません。また、滞納を放置されると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、税金は納期限内に納付してください。